## 事業者排出量削減報告書

(宛 先) 京都府知事	令和6年7月31日		
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)		
京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32	乙訓環境衛生組合 管理者 前川 光		
	電話番号: 075-957-6686		

		電話番号: 075-957-6686				
主たる業種	ごみ処分業			細分類番号	8 8 1 6	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	IJ	□ 第12条第1項第□ 第12条第1項第□ 第12条第1項第□	第2号又は第3号		
計 画 期 間	令和 5 年 4 月から令和 8 年 3 月まで					
基本方針	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止実行計画」の推進を図り、 府条例に基づく温室効果ガス排出量の削減計画達成を目指す。					
計画を推進するた めの体制	上記実行計画に基づき構成されている「乙訓環境衛生組合地球温暖化防止推進委員会」により、本計画と実行計画を併せて推進する。					
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量事業活動に伴う排出の量評価の対象となる排出の量	(令和2~4年度) (令元 17,273.8 トン 25,8 21,310.0 トン 25,5	57. 0	度) (令和7年度) トン トン トン トン	増 減 率 49.8 パーセン 19.9 パーセン	
原単位当たりの温 室効果ガス排出量 等	事業の用に供する建築物の用途原 単 位 の 指 標工場事業活動に伴う排出の量 年間処理能力	温室効果ガス排出量が増 基準年度 第	第1年度 第2年度 和5年度) (令和6年 4.38	ま 第3年度	増減率 46.00 パーセン	
		き続きプラスチック製名	可処理量が組合全体の温室を 容器包装の分別排出への啓3	発活動に力を入れる。	左右することから、引	
重点的に実	に施する取組の実施状況				備  考	
具体的な取組及び 措置の内容	14 111 9 1 2	プラスチック類分別排出	出の啓発に努めた。			
	行和 6 年 度					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	令和7年度 措置の内容	特になし。				
	上記の措置を実施した結果に対する 自己評価	周辺に公共交通機 ため。	<b>&amp;関がなく、通勤し</b> 類	維い地域に施設が	設置されている	
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度(令和6年度)	第3年度(令和7年度)	備考	
	森林の保全及び整備によるもの地域産木材の利用によるもの	トン	トントン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又 は熱の供給によるもの	318.5 トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の 量の購入によるもの	トン	トン	トン		
	合 計	318.5 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に 資する社会貢献活 動	「リサイクルフェア」を開催し、家具・ 減を啓発した。また、施設見学の受入れ				、ごみの排出量削	
特記事項	一般廃棄物によるバイオマス発電(焼却 Wh	炉ボイラー・ター)	ビン発電機)再生可能	ミエネルギー電気相	3当量 727, 252 k	

- 注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
  - 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
  - 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
  - 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
  - 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。